

第11回産業分類検討チームにおける「大分類S公務（他に分類されるものを除く）」に係る主な御意見とその対処方針

産業分類検討チームにおける御意見

No.	御意見	対処方針（案）
1	<p>● 大分類S－公務（他に分類されるものを除く）の総説について 国や地方公共団体の機関を、公務と公務以外の産業に分ける理由を明記してはどうか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】前回の提案 大分類S－公務（他に分類されるものを除く）の総説の修正 ※資料4-2に前回提案の改定素案を掲載しております。</p> </div>	<p>左記御指摘を踏まえ、以下のとおりに修正することとしたい。</p> <p>（第11回産業分類検討チーム改定案） ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。例えば、交通事業、ガス事業、水道事業などの地方公営企業の事業所、競輪事業、競馬事業などの公営競技の事業を行う事業所などがある。</p> <p>（修正案） ただし、<u>市場競争性の差異を踏まえ</u>、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。例えば、交通事業、ガス事業、水道事業などの地方公営企業の事業所、競輪事業、競馬事業などの公営競技の事業を行う事業所などがある。 （事務局）</p>
2	<p>● 大分類S－公務（他に分類されるものを除く）の総説について 総説中の「公務と他産業との関係」の改定案の第一文は、「以下のような業務を行う官公署は、その行う業務により、公務以外のそれぞれの産業に分類される」となっているが、総説の他の箇所は「事業所」に修正されている。「官公署」の表記を見直してはどうか。</p>	<p>左記御指摘を踏まえ、「官公署」を「事業所」に修正したい。 （事務局）</p>
3	<p>● 大分類S－公務（他に分類されるものを除く）の総説について 総説中の「事業所」の改定案の第二文は、「例えば、同一の場所に複数の機関が所在している場合には、それぞれの機関を別々の事業所として扱い、また、一つの機関が離れた場所に複数所在している場合は、それぞれの場所における機関を別々の事業所として扱う。」となっているが、後段の「また、・・・」以下は第一文の「国及び地</p>	<p>左記御指摘を踏まえ、以下のとおりに修正することとしたい。</p> <p>（第11回産業分類検討チーム改定案） 国及び地方公共団体の機関の分類に当たっては、原則として、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。例えば、同一の場所に複数の機関が所在している場合には、そ</p>

<p>方公共団体の機関の分類に当たっては、原則として、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。」とは反対の取り扱いとなるため前段と同列に扱うのは違和感がある。</p>	<p>それぞれの機関を別々の事業所として扱い、また、一つの機関が離れた場所に複数所在している場合には、それぞれの場所における機関を別々の事業所として扱う。</p> <p>(修正案)</p> <p><u>一般原則の事業所の定義では、単一の経営主体等により事業所を識別することとされているが、国又は地方公共団体の機関の分類に当たっては、原則として、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。例えば、同一の場所に複数の機関が所在している場合には、それぞれの機関を別々の事業所として扱う。ただし、一つの機関が離れた場所に複数所在している場合には、それぞれの場所における機関を別々の事業所として扱う。</u></p> <p>(事務局)</p>
---	---